

大阪保護観察時報

発行:更生保護法人 大阪府更生保護協会
大阪市中央区大手前4-1-76
大阪合同庁舎第4号館5階
電話 06-6949-6247
編集:大阪保護観察時報編集委員会
印刷:泉州大和株式会社

第74回“社会を明るくする運動”特集号

第74回 社会を明るくする運動 ~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~

豊中地区 市民のつどい

主唱 法務省・豊中地区保護司会 主催 社会を明るくする運動実施委員会 後援 豊中市・豊中市教育委員会



“社会を明るくする運動”作文コンテスト表彰式(豊中地区)

更生保護の営みを未来につなぐ

近畿地方更生保護委員会委員長 鈴木 庄市

更生保護関係機関・団体の皆様におかれましては、平素から更生保護の活動に対して格別なる御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

すでに御案内のとおり、当庁管内において、現職の保護司が何者かに命を奪われ、本年6月、同保護司が担当していた保護観察中の者が殺人容疑で逮捕されました。故人の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆様には心からお悔やみを申し上げる次第です。

本件については現在も捜査中であり、詳細な事実関係は不明ですが、今回の事件報道により、保護司の皆様が保護観察事件の担当について不安を抱かれることは当然であり、保護観察所においては、保護司の皆様の声に耳を傾け、心情に寄り添い、新たな面接場所の確保や面接方法の工夫等、今すぐできることは全て実行しているところです。

仮に、保護司が担当する保護観察対象者に襲われたとすれば、わが国の更生保護制度の根幹を揺るがす極めて深刻な事態であると言わざるを得ません。しかしながら、更生保護制度の歴史を顧みますと、数えきれない多くの保護観察対象者が、数えきれない多くの保護司の皆様の指導助言を受け、健全な社会の一員として更生した厳然たる事実が存在します。そして、今も眼前に改善更生に向けて日夜努力する人が存在する以上、今ここで更生保護の営みを止めるわけにはいかないと思うのです。

本年は更生保護制度施行75周年という節目の年に当たりますが、更生保護の営みは75年を遙かに超え、遠い昔から今日に至るまで、わが国の良き伝統として綿々と受け継がれ、これまで、そして、これからも安全・安心な地域社会を根底から支える営みであり続けることでしょう。

近畿管内の更生保護官署は、更生保護関係機関・団体の皆様と共に、将来も持続可能な更生保護のあり方を考え、その営みを確実に未来につなぐために、職員が一丸となって取り組んで参りますので、倍旧の御理解と御支援を賜りますよう切にお願い申し上げます。



支える力 生きる力

再犯をなくせば地域はもっと豊かになる

しあわせ
「幸福の黄色い羽根」は、
犯罪や非行のない
幸福で明るい社会を
願うシンボルです。



安全・安心な地域を作るためには、罪を償い再出発しようとしている人たちを
地域で支える「更生保護」が重要です。彼ら・彼女らが、支援を受けられずに
再犯や再非行を重ねることがないよう、様々な立場から見守り、更生を支援する
「更生保護ボランティア」の活動にご理解をいただき、力を貸しください。



法務省ホームページへ
リンクします。

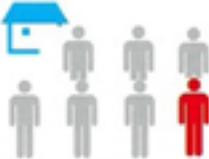
ご存知ですか？ 罪を償い再出発しようとしても、様々な困難が待ち受けているということを。

再出発しようとする人たちの現状を見てみると…

国内で検挙された人のうち
再犯者 約2人に1人

刑務所出所後5年以内に再び罪を犯して
刑務所に戻る人の割合 約3人に1人

刑務所出所時に住む場所がない人の割合
約7人に1人



犯罪や非行からの

再出発を支える地域の5つの仕組み

2

帰る場所がある

更生保護施設

刑務所等を出た後、帰る場所がない人たちに宿泊場所や食事を提供し、自立に向けた生活指導を行う民間の施設です。



1

相談できる人がいる

保護司

犯罪や非行により「保護観察」を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談にのったり、指導をしたりしています。犯罪を予防するための地域活動などにも取り組んでいます。



3

働く場所がある

協力雇用主

犯罪・非行歴のため仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業者です。



5

優しく見守る
人がいる

更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための活動、子育て支援活動などを行うボランティア団体です。



4

先輩・友人がいる

BBS会

様々な問題を抱える少年に、兄や姉のように身近な立場で接することで、少年の成長を助ける青年ボランティア団体です。



“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人の改善更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

毎年7月は、“社会を明るくする運動”的強調月間及び再犯防止啓発月間です。

お問い合わせは
お近くの保護観察所まで



法務省保護局
公式X



法務省保護局
公式Instagram



法務省公式YouTube
チャンネル



“社会を明るくする運動”
ウェブサイト



リサイクル適性A
この回収物は、資源の循環へ
リサイクルできます。